

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年3月1日  
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所		四国旅客鉄道株式会社 香川県高松市浜ノ町8番33号									
大規模小売店舗の名称及び所在地		<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td>(仮称)ドラッグストアモリ宇多津店</td><td>綾歌郡宇多津町 浜四番丁42番1 外</td></tr></tbody></table>	名称	所在地	(仮称)ドラッグストアモリ宇多津店	綾歌郡宇多津町 浜四番丁42番1 外					
名称	所在地										
(仮称)ドラッグストアモリ宇多津店	綾歌郡宇多津町 浜四番丁42番1 外										
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名		<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">小売業者</th><th rowspan="2">住所</th></tr><tr><th>氏名(名称)</th><th>代表者(法人の場合)</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社ドラッグストアモリ</td><td>代表取締役 森 信</td><td>福岡県朝倉市 一ツ木 1148番地の1</td></tr></tbody></table>	小売業者		住所	氏名(名称)	代表者(法人の場合)	株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役 森 信	福岡県朝倉市 一ツ木 1148番地の1	
小売業者		住所									
氏名(名称)	代表者(法人の場合)										
株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役 森 信	福岡県朝倉市 一ツ木 1148番地の1									
大規模小売店舗の新設をする日		平成29年10月16日									
大規模小売店舗内の店舗面積の合計		1,426平方メートル									
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	駐車場の位置及び収容台数	<table border="1"><thead><tr><th>位置〔別添資料-3〕</th><th>収容台数</th></tr></thead><tbody><tr><td>建物南西側〔資料-3平面図兼配置図上に記載・駐車場〕</td><td>60台</td></tr></tbody></table> <p>(別途、従業員用駐車場24台を確保する。)</p>	位置〔別添資料-3〕	収容台数	建物南西側〔資料-3平面図兼配置図上に記載・駐車場〕	60台					
	位置〔別添資料-3〕	収容台数									
	建物南西側〔資料-3平面図兼配置図上に記載・駐車場〕	60台									
駐輪場の位置及び収容台数	<table border="1"><thead><tr><th>位置〔別添資料-3〕</th><th>収容台数</th></tr></thead><tbody><tr><td>建物南側〔資料-3平面図兼配置図上に記載・駐輪場〕</td><td>10台</td></tr></tbody></table>	位置〔別添資料-3〕	収容台数	建物南側〔資料-3平面図兼配置図上に記載・駐輪場〕	10台						
位置〔別添資料-3〕	収容台数										
建物南側〔資料-3平面図兼配置図上に記載・駐輪場〕	10台										
		<table border="1"><thead><tr><th>位置〔別添資料-3〕</th><th>面積</th></tr></thead><tbody></tbody></table>	位置〔別添資料-3〕	面積							
位置〔別添資料-3〕	面積										

	荷さばき施設の位置及び面積	建物北東側〔資料－3平面図兼配置図上に記載・荷さばき施設〕	50平方メートル								
	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置〔別添資料－3〕 建物北東側〔資料－3平面図兼配置図上に記載・廃棄物等保管施設〕	容量 12.23立方メートル								
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	<table border="1"> <thead> <tr> <th>小売業者名</th> <th>開店時刻</th> <th>閉店時刻</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社ドラッグストアモリ</td> <td>午前0時00分</td> <td>午後12時00分</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	小売業者名	開店時刻	閉店時刻	備考	株式会社ドラッグストアモリ	午前0時00分	午後12時00分	—	
	小売業者名	開店時刻	閉店時刻	備考							
	株式会社ドラッグストアモリ	午前0時00分	午後12時00分	—							
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	<table border="1"> <thead> <tr> <th>駐車場No.〔別添資料－3〕</th> <th>駐車場利用可能時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駐車場</td> <td>午前0時00分～午後12時00分</td> </tr> </tbody> </table>	駐車場No.〔別添資料－3〕	駐車場利用可能時間帯	駐車場	午前0時00分～午後12時00分					
駐車場No.〔別添資料－3〕	駐車場利用可能時間帯										
駐車場	午前0時00分～午後12時00分										
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>駐車場No.〔別添資料－3〕</th> <th>出入口の数</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駐車場</td> <td>2箇所</td> <td>建物敷地南西側及び北西側〔資料－3 平面図兼配置図上に記載・出入口No.1、出入口No.2〕</td> </tr> </tbody> </table>	駐車場No.〔別添資料－3〕	出入口の数	位置	駐車場	2箇所	建物敷地南西側及び北西側〔資料－3 平面図兼配置図上に記載・出入口No.1、出入口No.2〕				
駐車場No.〔別添資料－3〕	出入口の数	位置									
駐車場	2箇所	建物敷地南西側及び北西側〔資料－3 平面図兼配置図上に記載・出入口No.1、出入口No.2〕									
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	<table border="1"> <thead> <tr> <th>荷さばき施設No.〔別添資料－3〕</th> <th>荷さばき可能時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>荷さばき施設</td> <td>午前6時00分～午後10時00分</td> </tr> </tbody> </table>	荷さばき施設No.〔別添資料－3〕	荷さばき可能時間帯	荷さばき施設	午前6時00分～午後10時00分						
荷さばき施設No.〔別添資料－3〕	荷さばき可能時間帯										
荷さばき施設	午前6時00分～午後10時00分										

2. 届出年月日

平成29年2月15日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び宇多津町まちづくり課
縦覧期間	平成29年3月1日から平成29年7月1日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成29年7月1日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び宇多津町まちづくり課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ